

第22期第18回海区漁業調整委員会議事録

1 日時・場所

令和5年12月14日（木）午後3時30分～午後4時20分

秋田県庁 議会棟2階「特別会議室」

2 出席者

委員（定数10名）

加藤 和夫、船木 律、三浦 清、齊藤 一成、腰山 公正、鎌田 誠喜、工藤 義彦、
伊藤 公男、杉本 勇助、大竹 敦（出席10名）

事務局・秋田県

事務局長（水産漁港課長）：中林 信康

事務局：奥山 忍、橋本 羊子、保坂 芽衣

3 議事事項

(1) 共同漁業、区画漁業及び定置漁業の免許について（諮問）

(2) その他

①知事許可漁業の制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間の訂正
について

②秋田県沖洋上風力発電設置にかかる経過状況等について

③その他

4 開会・あいさつ

○事務局（奥山）

ただいまより、第22期第18回秋田海区漁業調整委員会を開催いたします。

本日は全員出席をいただいておりますので、秋田海区漁業調整委員会規程第6条に基づき、本委員会が成立することを報告させていただきます。

それでは、はじめに加藤会長からご挨拶をお願いします。

○加藤会長

年の瀬のお忙しい中、またハタハタ漁期中、全員ご出席いただきありがとうございます。

そのハタハタは12月9日に初水揚げがありましたが、その後の状況は低調のようです。今季のハタハタ漁は沖合、沿岸とも厳しい漁獲になるのではないかと心配しております。県の魚であるハタハタがどうなっていくのか危惧されるところです。

また、昨日の新聞報道によると、くろまぐろの来年度の漁獲枠を水産庁が決定したとのことです。本県には大型魚31.4トン、小型魚26.8トンと当初配分としては昨年並みとなっておりますが、今後、繰越などの調整を経て、最終的には6月頃に漁獲枠が確定されるものと考えております。

最後に、今年一年、漁業法が改正されてから初めての漁業権一斉切り替えということで、例年になく作業等が多くありましたが、今日の委員会で一区切りとなります。委員の皆様、事務局ともにお疲れさまでした。

今年最後の委員会となりますので、本日も円滑な議事進行にご協力をお願いします。

○事務局（奥山）

ありがとうございました。

5 資料確認

（事務局が資料確認）

6 議事録署名委員選任

○加藤議長

それでは議事に入る前に、議事録署名委員を指名いたします。今回は船木会長代理と三浦委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○船木会長代理、三浦委員

はい。

7 議事

議題1：共同漁業、区画漁業及び定置漁業の免許について（諮問）

○加藤議長

それでは議事に入ります。議題1について事務局から説明をお願いします。

○事務局（保坂）

秋田県知事から秋田海区漁業調整委員会会長宛ての諮問がきておりますので、諮問文を読み上げます。（諮問文読み上げ）

漁業権の一斉切替えにあたっては、前回の委員会でも説明したところですが、9月29日に海区漁場計画を公示し、11月17日までの期間で申請を受け付けておりました。漁業法第70条の規定に基づき、知事は、漁業権の免許申請があったときは、本委員会の意見を聴かなければなりません。これは、知事が漁業権の免許にあたり恣意的な判断を行うことを防止するとともに、漁業調整上の問題が生じないように、本委員会にも確認いただくものです。

漁業権免許申請一覧表をご覧ください。前回の委員会資料に免許申請者住所を追加し、同じ申請者については同上と記載しました。それ以外は前回資料と同じです。共同漁業権は、第一種、第二・三種合わせて11件、区画漁業権は23件、定置漁業権は12件です。

共同漁業権ですが、第一種共同漁業の共第2号、第二・三種共同漁業の共第8号については、秋田県漁協のほか八峰町峰浜漁協、能代市浅内漁協、三種町八竜漁協の共同申請です。その他の共同漁業につきましては、秋田県漁協の単独申請です。

次に区画漁業権ですが、新規の4件を含めて23件全て秋田県漁協による申請です。

最後に定置漁業権ですが、定第1、2号は有限会社台島大謀、定第3号が石川幸治、定第4号、5号、11号、12号が株式会社瑤光水産、定第6号から9号までが武田水産株式会社、定第10号が杉本勇助、以上12件の申請です。

なお、株式会社瑤光水産は新規の申請者となりますが、今回の定第4、5号に当たる免許を受けていた平川幸司が法人化し、これまでの区域のほか、新たに漁場計画に追加された区域である定第11号、12号と合わせて合計4区域への申請がありました。

共同、区画、定置漁業権いずれも1つの漁業権に対しての競願はありませんでした。

次に12ページをご覧ください。漁業法の抜粋であり、先ほど読み上げた諮問文の根拠となる部分です。第70条にあるとおり、第69条第1項の免許の申請があったときは、都道府県知事は海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないとあります。

第71条には「免許をしない場合」が定められており、これに該当しない場合に免許を受けることができます。

具体的には、「免許についての適格性を有する者でないとき」、「漁場計画と異なる内容の申請があったとき」、「漁業権の不当な集中となるとき」、「漁場の敷地が他人の所有であり、その同意がないとき」です。いずれか1つでも該当する場合は、知事は免許をしてはなりません。

続いて、免許についての適格性に関しては、第72条に定められております。漁業者や会社などが免許申請者となる個別漁業権は、秋田県の海区漁場計画では定置漁業権が該当しますが、この場合、適格性を有する者は、次のいずれにも該当しない者であることとされ、1 漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること。2 暴力団員等であること。3 法人であって、その役員又は政令で定める使用人のうちに前二号のいずれかに該当する者があるものであること。4 暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。と規定されています。

漁協が免許申請者となる団体漁業権の場合は、「漁業権の関係地区をその地区内に含む漁業協同組合であること」が必要です。

次に、類似漁業権、いわゆる継続の漁業権と、それ以外の新規等の漁業権とで適格性に違いがあります。類似漁業権の場合は「関係地区内に住所を有し、当該漁業を営む者の世帯数の3分の2以上が組合員であること」、新規等の類似漁業権以外の場合は「関係地区内に住所を有し、1年に90日以上沿岸漁業を営む者の世帯数の3分の2以上が組合員であること」がそれぞれ免許についての適格性と規定されています。

これらについて、申請書類の他、聴き取りや警察への照会等により適格性の審査を行い、いずれの申請者も適格性を有することを確認しております。4ページから6ページは、各漁業権の免許申請に係る書類の審査状況です。

7ページをご覧ください。こちらは公示案でございます。説明の後でご審議いただきますが、実際に免許した場合はこのような形式で公示する予定です。

以上のおおりに、県では各免許について、申請のおおりに令和6年1月1日付けで各申請者に免許することとしたいと考えております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○加藤議長

ただいまの諮問について、共同、区画、定置漁業権の別に審議してまいります。

初めに、共同漁業権の共第1号から共第11号について、ご意見等はございますか。

○委員

(発言なし)

○加藤議長

前回の委員会でも説明を受けておりましたが、よろしいですか。

○委員

(「はい。」の声)

○加藤議長

それでは、共第1号から共第11号を免許することについては、適当であると決定します。

次に、区画漁業権の区第1号から区第23号について審議してまいりたいと思います。

ご意見等はございますか。

○委員

(発言なし)

○加藤議長

よろしいですか。

○委員

(「はい。」の声)

○加藤議長

それでは、区第1号から区第23号を免許することについては、適当であると決定します。

次に、定置漁業権の定第1号から定第9号並びに定第11号及び定第12号について、ご意見等はございますか。

○委員

(発言なし)

○加藤議長

よろしいですか。

○委員

(「はい。」の声)

○加藤議長

それでは、定第1号から定第9号並びに定第11号及び定第12号を免許することについては、適当であると決定します。

最後に定第10号ですが、これについては杉本委員が免許申請者であり、利害関係人となりますので、一旦席を外してくださるようお願いします。

(杉本委員退席)

○加藤議長

それでは、定第10号についてご意見等はございますか。

○委員

(「ありません。」の声)

○加藤議長

それでは、定第10号を免許することについては、適当であると決定します。

杉本委員は席にお戻りください。

(杉本委員着席)

○加藤議長

これで全て決定となりましたので、事務局から答申案をお願いします。

○事務局(保坂)

(答申案の読み上げ)

○加藤議長

ただいまの事務局の答申案でよろしいでしょうか。

○委員

(「はい。」の声)

○加藤議長

答申案が承認されましたので、事務局で手続きをお願いします。

議題2：その他

①知事許可漁業の制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間の訂正について

○加藤議長

次に進みます。その他の①について事務局から説明をお願いします。

○事務局(保坂)

前回の委員会で、知事許可漁業の制限措置の内容及び許可をすべき期間について答申をいただき、12月1日付けで県公報に登載し公示を行いました。資料の2ページ以降が公示された県公報です。

公示後に誤りがあったことが判明し、資料1ページのとおり訂正の公示を12月12日に

行いましたので報告いたします。訂正部分はあかてり刺し網漁業であり、漁業を営む者の資格の2段目が、誤りでは「八峰町、能代市又は三種町」となっておりますが、正しくは「男鹿市船川港、脇本又は船越」となります。

公示前の確認が不十分であり、申し訳ございませんでした。報告は以上です。

○加藤議長

ただいまの説明について、ご質問等がありますでしょうか。

○委員

(発言なし)

○加藤議長

今後は間違いのないようにお願いします。よろしければ次に進みます。

②秋田県沖洋上風力発電設置にかかる経過状況等について

○加藤議長

その他の②について事務局から説明をお願いします。

○事務局（保坂）

昨日、12月13日に発表された情報ですが、男鹿市・潟上市・秋田市沖の洋上風力発電事業者が選定されました。株式会社JERAを代表とするコンソーシアムとなります。

なお、同時に公募が行われていた八峰町及び能代市沖については、来年3月に選定結果を公表する予定とのことです。

その他、新たな情報として、秋田市の浜田沖、秋田県漁協秋田地区の共同漁業権区域において、洋上風力の促進区域の指定を目指すとの動きがあります。

既に本県沖では、事業者が決定した能代市・三種町・男鹿市沖、由利本荘市沖、男鹿市・潟上市・秋田市沖、そして事業者が3月に決定予定の八峰町・能代市沖に加えて、5地区目を目指すことになるようです。具体的な漁業者への説明や調整はまだ行われておりませんが、情報共有いたします。以上です。

○加藤議長

ただいまの説明についてご質問等がありますでしょうか。

○委員

(発言なし)

○加藤議長

よろしければ次に進みます。

③その他

○加藤議長

委員の皆様から何かありますでしょうか。

○工藤委員

今日の議題ではないが、あまだい漕ぎ刺し網漁業の操業時間を、入道から線を引いて

南北に分ける件について、それが可能なら北部と北浦の間にも線を引いてもらいたい。北部は馬力制限があるため漁場到着に遅れをとり、北浦の漁業者が先に着いて自分たちは行くところがない状況。北部では15日に日数を制限する自主規制も行っています。

○加藤議長

このことについて、事務局から何かありますか。

○事務局（保坂）

あまだい漕ぎ刺し網漁業の許可方針について、県北部地区と男鹿北部地区から7、8月のみ操業開始時刻を30分早めて欲しいという要望があり、両地区で調整が取れているとのことでしたので、今回の一斉更新で改正したところです。

線につきましては、加茂青砂と門前の境、男鹿北部と男鹿南部の漁業権の境目であり、多くの漁業でこのラインを境として男鹿北部・男鹿南部の漁業者が操業していると伺っております。

あまだい漕ぎ刺し網漁業においても、男鹿南部の漁業者が加茂青砂よりも北側で操業することはほとんどないとのことでしたので、このラインを用いて操業開始時刻を早めることとしたものであり、この線によって操業区域を分けるものではございません。

また、県北部と男鹿北部の境の設定については、両地区と調整を行い、両地区の漁業者が納得した上であればと思いますが、現在のところは調整が済んでおりませんので、検討します、可能です等とお答えできる段階にありません。

○加藤議長

その線が操業区域を分けたり、線を越えてはならないというものではなく、それを境目として操業開始時刻を早めたというものであり、本委員会でも協議の上、決定したところです。

県北部と男鹿北部の間ということであれば、新たな調整が必要になりますね。

○工藤委員

以前から思っていたことであり、トラブルの元になる可能性があります。

○加藤議長

機会を捉えて調整していただければと思いますが、事務局から何かありますか。

○事務局（奥山）

工藤委員からのお話については、ご要望に応えられるかは分かりませんが、連絡を密にして、調整を行ってまいりたいと思いますので、今後ともよろしくお願ひします。

その他として、会長からのご挨拶にもありましたハタハタの漁獲状況をご報告します。12月9日に漁獲があり、競りにかけられた翌10日が初漁日となりました。例年より7日遅くなっております。

12月10日時点での漁獲量は、沖合が約10トンで前年比21%、沿岸が0.2トンで前年比4%となっております。やはり海水温が高いこと、資源量が低いことが要因と考えられます。昨日12月13日時点の速報値では、沖合が約10.1トンで前年比18%、沿岸が1.4トンで前年比23%でした。

また、沿岸の漁獲を地区別にみますと、県北部が0.9トン、男鹿北部が0.5トンであり、男鹿南部及び県南部ではまだ漁獲がありません。報告は以上です。

○加藤議長

非常に厳しい状況のようです。他にはございますか。

○事務局（奥山）

ございません。

8 閉会

○加藤議長

他になければ、これで第22期第18回秋田海区漁業調整委員会を終了します。

終了